

## 第1回東北地域食料自給率向上協議会議事録

日 時：平成17年6月27日（月）15:00～16:30

場 所：仙台第1合同庁舎8階講堂

出席者：別紙のとおり

（東北農政局 三宅企画調整室長）

只今より第1回東北地域自給率向上協議会を始めたいと思います。本日はお忙しい中、またお暑い中お集まり頂きまして本当に有り難うございます。会長が決まるまで司会進行をさせて頂きまず東北農政局企画調整室長の三宅でございます。よろしくお願い致します。またご存じのとおり、今、うちの方ではクールビズと言うことで、服装の軽装化を進めさせて頂いております。本日はお暑うございますので上着やネクタイをはずして頂いても結構ですので宜しくお願い致します。

最初に参加者のご紹介ですが、本日の資料の中にございます、座席表と名簿の方で確認して頂ければと思います。続きまして皆様のお手元に配りました、資料につきましては、一番最初に配付資料一覧がございますが、その下に議事次第、出席者名簿、座席表それから資料1から資料6、そして参考資料と致しまして基本計画関係資料、そしてその後パンフレット類を揃えさせて頂きました。もし配付資料一覧にございます資料が万が一無ければ事務局の方にお申し出頂きたいと思います。

まず最初に、本協議会の事務局となります東北農政局より皆様に本日お集まり頂いた趣旨と東北地域食料自給率向上協議会の規約案についてご説明申し上げます。座って説明させて頂きます。配付資料の中で、資料1の東北地域、A4の縦長でございますが、東北地域食料自給率向上協議会規約(案)を見て頂きたいと思います。

趣旨につきましては、皆様方ご存じのとおり3月に政府として閣議決定されました、新たな食料・農業・農村基本計画におきまして我が国の食料自給率につきましては、平成27年度を目途と致しまして、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%に向上させることを目標とされております。この目標を確実に達成するため、全国段階と致しまして4月に食料自給率向上協議会が設立されまして、この協議会において、毎年、食料自給率向上に向けた行動計画を策定し、その定期的な検証を行うことと今されております。

こうしたなか、東北においても、米を除いたカロリーベースの食料自給率は30%程度ということで、必ずしも高くない状況でございます。従って生産面だけでなく、流通・加工面、そして消費等の各段階におきまして、自給率向上に向けた取組が東北においても求められているところでございます。

この東北における取組を実行あるものとするための第1段階と致しまして、地方公共団体、農業団体、食品産業事業者、消費者団体、経済団体等の関係者が、自給率向上に向けた課題について共通認識を持って頂くとともに、各々の役割に応じた主体的、そして相互の連携ある取組の推進を図ることが必要であるということで、本日の東北地域食料自給率向上協議会を設立させて頂いたということでございます。

協議会の構成でございますが、2枚目をめくって頂きまずと協議会の構成員の名簿が

ございます。全国段階の自給率向上協議会の構成を踏まえまして、関係ある皆様方にご参加をお願いしたところでございます。また1枚目に戻って頂きまして、協議会の事務方でございますが、会長と致しましては私どもの東北農政局長が務めさせて頂きたいと考えております。

また、構成員につきましては、今後新たに構成員として加わっていただくことも考えておりますので、4項目として必要に応じて追加できるものとするということを掲げてはいかがかと考えております。

活動内容につきましては、全国協議会で了承された行動計画が東北地域においても着実に実行されるよう、東北地域における取組の促進とかフォローアップを進めていきたいと考えております。また、県さん、市町村さん、あと各団体さんでの創意工夫がある取組が見られますので、そのような優れた食料自給率向上に向けた取組の普及というものを進めていきたいと考えております。またシンポジウム等を行いまして食料自給率の関心を高めるとともに、ひいては食料自給率向上を図っていきたいと考えております。そのような事に必要な活動というものも進めていきたいと考えております。

事務局といたしましては東北農政局において務めさせて頂きまして、東北の皆様方と連絡調整等に当たらせて頂きたいと思っております。ということで、簡単ではございますが東北地域食料自給率向上協議会の規約(案)について説明させて頂きましたが、御質問、御意見等ございますでしょうか。

御意見等御意義が無いようでございますので、本規約(案)は了承されたということでよろしいでしょうか。

(一同うなづく)

それでは、了承されたということで、どうも有り難うございます。

続きまして、今了承頂きました協議会規約で会長を務めさせて頂きます東北農政局長平野よりご挨拶申し上げます。では、平野農政局長お願い致します。

(東北農政局 平野局長)

東北農政局長の平野でございます。本日は大変お忙しい中、この自給率向上協議会に御参集頂きました事に対して、心より御礼申し上げます。

協議会の設立にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

本日、東北地域自給率向上協議会が設立され、私が会長を務めさせて頂くことになりました。よろしくお願い致します。

皆様御存知のとおり、本年3月には食料・農業・農村基本計画が見直され、閣議決定されたところでございます。この中で、平成27年度自給率の目標をカロリーベースで現在の40%から45%に、また生産額ベースでは現状の70%から76%に向上させることが目標と決定されました。皆さんご案内のとおり、このカロリーベースの目標につきましては、5年前の基本計画でも10年後には45%という目標でございましたが、40%の現状値が変わらなかったため、再度、目標設定されたものでございます。今回の基本計画に記されているところを若干ご紹介申し上げますと、この食料自給率の目標は消費の面では国民の健康維持などの観点からも望ましい食生活を前提に、また生産面では、国内の農業生産で持てる力の最大限、最大発揮を前提にそれぞれの面での課題が解決された場合

に実現される目標値であることから、国民の健康を増進する上での望ましい食生活の指針としての役割や、消費者・実需者のニーズに応じた国内生産の指針としての役割、そういったものであるというように記されております。

また、食料・農業・農村基本法におきましては、国民に対する食料の安定的な供給に関しては、国内生産の増大を図るということでございまして、基本法においては、基本計画において食料自給率の目標を定めるべきだと明記しているわけでございます。このような食料自給率につきましては、単にこの政府ばかりではなく、関係者の役割として地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業、さらには消費者・消費者団体もそれぞれ適切な役割の基に各自が主体的な取組を行うと、それぞれ協議会の設立や地域の食料自給率目標や地産地消の取組の目標などを設定してまさに国民総ぐるみで取り組む必要があると記されているところでございます。

こうしたことから、今回の基本計画におきましては、地方公共団体、生産者団体、食品産業関係者、消費者団体といった関係者の適切な役割分担のもと、しっかりした行程管理を行いつつ、自給率向上に向けた主体的な取組を行っていくこととされました。

これを受けましてこの4月には全国段階で食料自給率向上協議会が設立されましたし、5月のこの会議におきましては詳細な行動計画が提案され了承されたところでございます。

わが国の食料基地であります東北においても、各県とも米を除いた自給率を見ますと非常に低い水準にあります。また基幹となります米につきましても、消費の減少が一向に止まらないといった実状でございます。こういうわけでございますので、東北においてもその地域特性を踏まえた上で食料自給率の向上に向けて、本日お集まりの皆様方をはじめとする関係者がそれぞれ主体性を持って一つ一つ各自でできるところから課題の解決に向けて取り組んでいただくことが大変重要だと考えられるわけでございます。

今回、こういった取組を促進するための第一段階として、関係者が一同に会する協議会の設立を呼びかけさせて頂いたわけでございます。ここで本協議会が第一段階と申しますのは、本日ご参加の皆様方に共通認識を持っていただきまして、そして県の段階、あるいは各現場の段階において共通認識の醸成、それぞれの取組を進めていって頂いて、初めて自給率全体の向上につながると考えるわけでございます。皆様方にはぜひ県段階、現場段階で推進体制の整備や目標、行動計画、あるいは取組課題の設定など、そういった取組を是非よろしくお願ひしたいと思うわけでございます。

ではこれから議事に入らせていただきますが、この中でも皆様それぞれの立場から忌憚の無い意見を頂きながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

それではですね、引き続き議事次第に沿って進めさせていただきます。

まず、東北における食料自給率の現状と課題について、事務局よりご説明申し上げます。お手元の資料2をご覧ください。

(東北農政局 三宅企画調整室長)

資料2の東北における食料自給率の現状と課題についてご説明致します。1枚めくって頂きたいと思ひます。これは、我が国全体の食料自給率の現状でございまして、右側

の平成15年度の下に書いておりますカロリーベースの総合食料自給率が40%、これにつきまして、各品目別で自給率がどれくらいを示したものがこの図でございます。この右側の平成15年度の方を見ますと、このグラフの高さと申しますのは、それぞれ供給熱量ベース2,588kcalに占める各品目の割合が示されています。米でいいますと、602kcalの約23%供給されておりますので、左側の目盛でいきますと20%のちょっと上までが米ということになっております。その米の中で黒い部分というのが、国産、自給されてるところという意味で95%が自給されております。それで、白いところの5%が輸入ということになります。その後、畜産物、油脂類、小麦、砂糖類というような形で供給熱量が示す割合、そして、黒いところがその自給率ということを示しております。左側の方を見て頂きますが、昭和40年度のグラフでございますが、こちらにつきましてはカロリーベースの自給率は73%という形になっております。それから、直近の15年度は40%まで落ちてくるわけですが、これの原因といえますのが、一番下の米、つまり国内で自給可能な米の消費が減少しております。これは、40%ぐらいあったものが、27%に落ち込む。そして、その上の畜産物と油脂類というのは、それぞれ40年度にはあまり無かったものが、15年度では広がっている、そして畜産物と油脂類というのは、えさとか植物とか油脂類の原料となります大豆とか大部分が輸入に依存しているということで、食生活の変化によりまして食料全体の自給率が低下したということでございます。

それでは、我が国の食料自給率を向上させるためにはどうしたらよいか、と言いますと、まさにその黒い部分を増やしていく、白い所とか灰色の所、灰色の部分というのは輸入飼料穀物によって生産された畜産物を表していますが、こういうものを黒に転換していくことが必要だということだと思っております。したがって、真ん中にある小麦ですとか、大豆は全国全体で見ますとさほど自給率は高くないので、その白いところを自給して黒に変えていくことによって、自給率を上げていくことにつながる、ということでございます。

一方、米につきましては、殆ど自給しておりますので、消費を増加させない限り黒の部分を増やす、つまり自給率を向上させるということが、難しいという状況になっております。つまり米を生産するだけでは、自給率は増えて行かないという事です。

そして、2ページ目を見て頂きたいと思っております。平成27年度におきます食料自給率の目標というのは、品目別に足し上げていくわけでございますが、そのまず前提と致しましては、平成27年度におきます望ましい食料消費の姿というものを前提としております。その考え方と致しましては左側でございますように、栄養バランスにつきましては、当時は厚生省さんでしたが、健康日本21で示したように、脂質の熱量割合というのが摂取ベースでは25%以下ということを目標としておりますので、供給ベースの脂質熱量割合を考えますと、ロス等ございますので、現状の29%から27%程度に低下させる、ということを考えております。したがって、それに伴いまして脂質を多く含む品目の消費が減少するように考えるということ、それからカルシウムとか食物繊維の摂取の増加の必要性からそれぞれの食物、農産物については、食品については、増加を考えている。ということで右側の望ましい食料消費の姿というものを示しております。そしてそれぞれ、それにつきまして平成27年度我が国でどれくらい生産できるかということで決めましたものが、右側の表の品目別食料自給率目標の表でございます。これは、カロリーベース

ではなくて重量ベースの自給率でございます。これはカロリーベースとほぼ同じ値になっております。

続きまして、3ページ目でございますが食生活の変化というのはどのように起こったかということでございますが、右上の方の表を見て頂きますと米の消費量というのは、1人当たりの消費量、これはいちばん右側でございますが、いちばんピークの時というのは、昭和37年これは表には入っておりませんが、118kg約2俵食べておりましたが、今、平成15年度につきましては61.9kg約1俵ということで半減してしまったということです。あと、食生活の変化と自給率の変化を見たものが左下の図でございますが、40年代73%、62年度50%、そして現在40%でございますが、ごはんの消費が減ってきてまして、牛肉が、肉料理が増えている。また、油脂、植物油、油脂類というのが消費が増えているというのが、見て頂けるかと思えます。また、食事内容による食料自給率の違いということで、和食、洋食、中華の代表的なものを上げておりますが、真ん中へんの右側の数値を見てみますと、脂質割合、これは適正な脂質摂取割合というのは、成人の場合20~25%となっておりますが、和食では22、洋食と中華では40%程度、そして食料自給率をこのメニューで見ますと和食では64%、洋食・中華では20%台ということになっておりまして、食事の内容によって自給率が違ってくる、ということが見て頂けると思えます。

また、4ページ目でございますが、現在の食をめぐる課題ということで、左上の丸のグラフはよくご覧になられていると思えますが、栄養バランスということで、PFCということで、たんぱく質、脂質、炭水化物、糖質、のバランスを見たものでございますが、昭和62年度には、ほぼ適正でございましたが、平成15年度には脂質の過剰摂取、炭水化物が減少しているということでございます。そして、そうなりますと健康問題がどうなりますかということ、右側のグラフでございますが、肥満の割合の変化ということで、BMIボディ・マス・インデックス、指数でございますが体重を身長<sup>2</sup>で割ったものでございます。その指数が25、BMIが25以上が肥満と定義されておりますが、それを男性で年齢別に見たものが右側のグラフでございます。これで見ますと、昭和58年、平成5年、平成15年と20代を除いて右肩上がりに肥満の割合が増えているということでございます。あと、絶対値で見ますと、健康日本21では、20歳代から60歳代の男性としては、目標としては15%以下にしたい、となっておりますので、これは20歳代を除きますと全てそれより多くなっているということで、肥満の割合が多くなっていますし、増加しているということが見て取れると思えます。

続きまして5ページ目を見て下さい。東北における食の供給の特徴でございますが、右上のカロリーベースの自給率の表を見て頂きたいと思えますが、14年度のデータを使っております。15年度は米の作況が低いということで、データとしては異常値が含まれているということで、14年度を使っております。

県別自給率を見て、一番左端の列を見て頂きますと、県別自給率ということで下から2番目の行、東北は104ということで、100を超えております。全国が先ほどから言っている40%でございます。そして米を除いた自給率というのは、左から県名を入れますと4つ目の列でございますが、これを見ますと東北は32で、全国は23ということで、米が非常に高い自給率となっておりますが、米を除いた自給率は、全国とあまり変わらない

自給率になっているということでございます。、あと、1世帯当たりの年間消費支出を見ますと、左下、魚介類とか、野菜・海草類、果物類が全国に比べて大きい、支出されております。一方肉類とか、外食につきましては、全国よりも少ないということが見て取れると思います。あと、全産業に占める農林水産業とか、食品製造業等の割合でございますが、一番左側ちょっと見にくくて恐縮でございますが、一番左端が農林水産業で平成13年度で東北が約3%、全国が1.2%、を3倍上回っています。また、食料品製造業は東北が3.3%ということで、全国の2.8%を上回っている。さらに右側のグラフで見ますと、全製造業に占める食品製造業の割合を出荷額ベースで見ますと、全国は12%ですが、東北の場合は5ポイント高い17%ということで、農林水産業、食品製造業というのは東北の中で、ウェイトが高くなっています。

各品目ごとの特徴でございますが、簡単に申し上げますと、大豆につきましては6ページでございますが、一番左側下の図を見て頂きますと、国内生産というのは、食事に使われているということでございます。その上の方の表を見て頂きますと、国産の中で一番使われておりますのが、豆腐でございますが6割近く使われています。ただ、東北で使われている大豆を見ますと、国産が占める割合が3割程度ということでございまして必ずしも高くない、という状況でございます。

全体と致しましては、製油、油を作るものが一番多くなっておりまして、それを含めますと我が国では231万トンありますが、国産大豆が占める割合が5%程度になる。

続きまして7ページの野菜・果実でございますが、野菜・果実の自給率というのは重量ベースで見ますと全国段階で、野菜については約80%、果実につきましては45%程度で推移しております。右側のグラフは市場で見ました実際の市場の入荷の割合で、県内産と県外産の割合を見たものでございます。上の、生鮮野菜で見ますと灰色の部分が県内産でございますが、県内産の割合が5割を超えているのは青森県だけでございます。生鮮果実で見ますと5割を超えているのが山形県、福島県ということで、他の県につきましては県内産の自給割合は高いのですが、必ずしも県内消費に向けては、県内産のものはあまり出回っていないということがわかります。また、野菜の消費量では、左側のグラフでございますが、日本では減少しておりましてアメリカに負けてしまっているところでございます。

そして、自給飼料でございますが、自給飼料1ページ目の箱のグラフで見まして、灰色の部分があったのですが、この部分についての説明でございますが、畜産物の自給率というのはカロリーベースで16%です。この計算の仕方というのは、畜産物で国内生産によってつくる肉とか乳製品で、重量ベースで見ますとこれは67%、ただその畜産物を飼育するのに当たって、自給飼料の割合を掛けております。それが24%しかございませんので、16%になる、ということでございます。

したがって、その下のグラフを見て頂きますと、輸入された畜産物というのは当然自給に含まれません。ただ国内で生産された畜産物でも、飼料が輸入によったものについては自給のカウントしておりませんので、自給飼料による67%のうちの24%ということで、16%まで、低くなるということでございます。

あと、飼料自給率の推移というところで見ますと、飼料の中では、粗飼料、牧草等の粗飼料とあとトウモロコシなどの濃厚飼料がございまして、粗飼料の方はほぼ7割ぐら

いございますが、濃厚飼料については、10%約1割ということで、外国からの輸入に依存しているということでございます。

その下にございます、それでは飼料自給率を高めるためには、どうしたらよいかということでございますが、濃厚飼料の国内生産というのは非現実的で、生産に必要な面積とか、また価格差を考えますと非常に難しいということですので、飼料の自給率の考え方につきましては、粗飼料自給率、粗飼料を100%自給する。濃厚飼料につきましては食品残さの飼料化等により、自給率を今の10%から14%にする、ということで今24%のものを35%に上げよう、というのが飼料の考え方でございます。

ちょっと専門的になって恐縮でございますが、9ページ目が地産地消の推進でございます。自給率向上をそれぞれ地域段階、現場段階で進めていくうえで、生産と消費を直結するということが、非常に大きな手段となりうる、それについて調べたものでございます。左側の農産物の購入先割合でございますが、地域農産物の購入先割合として、消費者の方の3割が直売所を挙げていらっしゃる、ということです。全体の農産物というのはあまり高くございませんが、地域農産物では、直接買いが3割を占めているということです。

あと、農産物の直売施設の設置状況では、11年と16年ではそれぞれ各県で伸びている。また、最近の農産物の地産地消の実態調査の結果でございますが、右上のグラフは3年前と比較した地場農産物の取扱量の動向ですが、産地直売所では、7割の施設で3年前と比べて取扱量が増えていると答えています。また、小・中学校におきます地場産農産物の使用状況では、学校給食において恒常的に使用している割合が全国に比べて高くなっている。全国では8割弱ですが、東北では9割弱になっています。その一番下のグラフですが、6割の施設では取扱量も増加したと答えています。

10ページ目が詳しいデータ、小・中学校における学校給食の地場産農産物の使用状況ですが、各品目ごと、上に全国、下に東北、各県となっております。見て頂きますと、東北は全国に比べて絶対的に高い割合。ただ、品目によって地場産農産物の使用状況が、高いものもあれば低いものもあるということでございます。そして、一番左の米で見ますと東北全体では76%ですが、これにつきましては青森県産の48%から福島県産の95%までということで、県によってそれぞれまた、ばらつきがあるということが見て取れると思います。資料の最後11ページにつきましては、東北各県におけます特徴ある取組ということで、各県からの生産面、消費面の特徴ある取組について記述したものですので、後ほど見て頂ければと思います。

あと、今回の3月に策定されました食料・農業・農村基本計画の中で、食料自給率がどのような記述がされているかにつきまして、資料の下に参考資料、基本計画関連資料というのを見て頂きたいと思います。A4の縦でございます。こちらの途中からでございますが、6ページ目を見て頂きたいと思います。

自給率のカロリーベースの推移の下のグラフを見て頂きますと、縦の棒グラフが自給率、カロリーベースの自給率でございますが、このグラフでは12年度になってはいますが、11年度から15年度まで40%横ばいというのが我が国の食料自給率の推移でございます。そして今回の食料自給率の目標がどのように決まったかというのが次のページ、7ページ目を見て頂きたいと思います。そして2つ目の丸でございますが、今回の基本計画の

中では、自給率の目標ですが、将来的にはカロリーベースで食料自給率を5割以上にすることを目指す。ただ、実現の可能性を考慮致しまして、今基本計画では10年後の平成27年に45%の目標を設定する。また、カロリーベースの目標設定を基本としつつも、カロリーの低い野菜とか果実、また、畜産物の生産活動を適切に示すことのできる、生産額ベースの食料自給率も新たに示してございます。それにつきましては、平成15年度には70%のものを平成27年度には76%というのが目標となっています。

それでは、食料自給率の向上に向けての取組について、8ページ目に掲げておりますが、特に重点的に取り組んでいく事項ということで、消費面では実践的な地産地消の展開、また米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進、生産面では、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進、食品産業と農業の連携の強化等を挙げております。

また、取組の進め方でございますが、自給率の向上というのは当然、国民の皆様方に食べて頂くということですので、国だけでは高めることができないということで、それぞれ地方公共団体とか、農業団体、食品産業団体、消費者団体などの適切な役割分担のもとに、主体的に進めて頂くことが必要、ということでございます。

また、進め方に当たっては的確な工程管理が重要であることから、国と関係者で構成されます全国段階の協議会を設立致しまして、毎年行動計画を策定し関係者一体となった計画的な取組を推進することによって、確実なる自給率の向上に向けた取組を推進しようと考えております。

この資料の1ページ目につきましては、実際に基本的な考え方とか重点的に取り組むべき事項がございます、食料消費面が1ページ目、2ページ目が農業生産面、関係者の役割ということで、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業団体、消費者・消費者団体、それからまた施策の工程管理が必要だということで、そちらの資料を見ていただきたいと思っております。

(東北農政局 平野局長)

それでは引き続きまして、関係者の具体的な取組内容について、資料3の東北地域食料自給率向上協議会の取組について、資料により事務局よりご説明申し上げます。

(東北農政局 三宅企画調整室長)

それでは資料3を見て頂きたいと思っております。東北地域におけます取組についてでございますが、こちらの資料につきましては、先ほど説明した基本計画と全国段階の行動計画を踏まえて、本取組の取組の資料として、資料3を作っております。

そして、自給率向上の整理というのは、全国段階の行動計画、これは5月に策定されておりますが、この行動計画が地方とか現場段階での具体的な行動に結びつくかどうか、成功するか失敗するかがかかっております。そのため、東北地域協議会での活動方針での1ページ目に掲げてございます。

1ページ目をお開き頂きたいと思っておりますが、まず、当面の活動方針と言うことで、一番目と致しまして、東北における推進体制の確立ということでございます。こちらにつきましては、地域によってまた、県などによって違って来るかと思っておりますが、自給率向

上の課題は異なっていると思います。また、自給率向上のためには生産者の方々、消費者の方々、食品産業者の方々、多様な関係者が地域における現状と課題について共通認識を持って頂いて連携ある取組を行っていただくということが必要ではないかということで、そのためには県域における関係者の方々が一同に会しまして、共通認識をとおして連携した取組を図っていただく協議会の組織化と推進をして頂く必要があるのではないかと考えております。

また、可能な限り市町村域においても、同様に関係者の方々が集まった協議会を推進するのを図っていく必要があるのではないかと考えております。

また、必要な人に的確に、必要な情報が連絡できるように、情報提供できるように、県域等におけます関係者のリスト化、ネットワークづくりというのでも推進していく必要があるのではないかと考えております。

また、東北地域における取組の推進、及びフォローアップでございますが、こちらにつきましては、参考資料の基本計画関係資料の3ページ目をお開き頂きたいと思っております。資料が、飛びまして恐縮でございますが、参考資料の3ページ目のところで関係者の役割というところで、基本計画の中に書かれておりますところで、アの地方公共団体のところでございますが、地域の基幹産業としての農業の振興に取り組むということで、地域の関係者の主体的な取組を行っていただくということで、その一環と致しまして地域の食料自給率や地産地消の取組の目標を設定していただいて、国民の一人一人が身近な問題として考える契機を提供する。ということが基本計画で掲げられておりますので、県域等、地域における食料自給率の目標の設定、基本計画に掲げておりますので食料自給率目標の設定とか取組分野の項目ごとにおける目標計画設定とか、3ページに書かれております地域の生産努力目標とか耕作放棄地の発生防止・解消に向けた計画の策定をしていただいたらどうかと考えております。

また、東北の関係者が実施致します取組に対する積極的な支援を行ってはどうかと考えています。

また、協議会メンバー同士での連携の促進、これはシンポジウムとかセミナー等を実施していただいて有機的、効果的な行動を行ってはどうか、ということでございます。あと、全国段階で行動計画を掲げて、地方段階、現場段階にその情報を提供をするということですので、全国協議会構成員との連携したフォローアップ、そしてまた、東北協議会構成員の独自の取組の提案をしていただいたらどうかと考えております。

あと、優れた取組の普及ということで、取組事例の把握を行いまして、優れた取組事例についてホームページ等で紹介、また、シンポジウム等を開きまして、食料自給率の考え方、向上に向けた取組を広めていく、ということを考えています。次の協議会の活動として掲げてはどうかと考えています。

そして、2ページ目はそのうち東北農政局における自給率向上に係るものでございまして、食料消費面と食料生産面ということで、食育の推進とかにおいて17年度に実施する計画のものを書いておりますので、後ほど見ていただければと思います。

それでは具体的に平成17年度にどのような行動計画を考えていくのかということでございます。これは、3ページから14ページにつきましては、東北地域において、このような行動計画としてはどうかということでございます。それにつきましては、この資料

の15ページ以降に全国協議会で5月に了承されました食料自給率向上に向けた行動計画の東北地域版という形で、作らせていただいております。この15ページの全国協議会の行動計画というのは、どのような形になっているかと申しますと、目次の方で、食料消費面に行きますと、16ページでございますが食育の推進から消費者の信頼の確保まで、また、農業生産面では3項目、というような項目ごとに行動計画が掲げられている。

そして17ページ目を開いていただきますと、それぞれ食育の推進の方法が、具体的にございまして、その小項目として左側にフードガイドの普及と活用、食育の取組というのがございます。そしてその項目ごとに、行動主体と致しまして、政府、食品産業の事業者の方、また、政府、食品産業の事業者というような形で、行動主体ごとに、項目別、実施主体別に整理されてございます。

そして、東北地域につきましては、3ページ目に戻っていただきたいと思っております。全国段階と同じように食料消費面における項目、大項目、そして農業生産面では3つの大項目、というような形で行動計画を記しております。

そして、4ページ目を開いていただきたいと思っておりますが、そのうち食育の推進につきましては、全国段階と同じように、食育の推進という大項目を開いております。そして、小項目として、食事バランスガイドの普及と活用、これは先ほど、食事バランスガイドということで行動計画にありまして、新しい名前が出来ております。そして、その普及と活用ということで、行動主体として、政府、食品産業の事業者、そして政府、食品産業の事業者とういような、同じような形で整理されています。そして黒枠で囲ったところが、全国段階の行動計画の中で、東北の地方段階、東北において実施すると考えられる取組について黒枠で囲っております。また、東北独自の取組についても黒枠で囲っております。4ページで見ますと、6月に食事バランスガイドというのが全国段階で策定しております。そして7月にその内容の普及ということで、その中で東北地域の事業者等を対象としたブロック説明会の実施ということで、東北段階に関係あるということで黒枠で囲っております。その左上の9月から3月のところで、1月頃食育活動表彰事業を、これは東北独自の取組ということで黒枠で囲っております。したがって、全国段階での行動計画の中で、東北において実施が考えられる取組について、黒枠という形で、囲っております。

そして5ページ目をお開き頂きたいと思っておりますが、食育の推進の中の食育の取組の小項目でございますが、そのうち4月から8月の上の2つの黒い囲みというのが、東北独自の取組でございます。そしてまた、9月から3月の食育推進シンポジウムの開催、仙台で5回開きますけれども、これは東北独自の取組でございます。そしてその下の方の各関係団体の方の取組でございますが、たとえば9月から3月の各県連、各JA段階での食農教育の推進というのは、また資料が飛んで恐縮でございますが、資料6の自給率向上協議会構成団体の取組内容、全国段階で取組という形で、全国協議会に出された取組内容でございます。資料6のA4の横でございます。その中がございます、一番、1ページ目が、全国農業協同組合中央会の取組でございますが、そのうちの食育の推進の一番上の所がございます「JA食農教育展開方針」の策定というのが、これが具体的内容ということで、JAサイドの都道府県単位での取組の活性化・推進を図るということで、各県連、各JA段階での、食農教育の推進ということで、それぞれ団体からも打ち

出していただいている。これと同じように、学童農園等の場を活用し、農業体験等を通じた実践的な教育活動を展開するというところで、その資料6の関係あるというところで、各県JA中央会さんとか、また各県農業法人会議、各JA青年協さん、各JA女性協さんというような形で、関係あると考えられます団体名を実施されると考えられます団体名を入れさせていただいております。

そのような形で、全国段階で、決められた行動計画のうち東北地域と関係あるものについて、そして東北において実施される取組について黒枠で囲っております。あと、6ページにつきましては地産地消の推進、そして7ページ目が国産農産物の消費拡大ということで、ごはん食の普及、米飯学校給食の推進、米加工品の開発・普及。そして8ページが、国産農産物の消費拡大ということで、野菜、果実、牛乳・乳製品、の各品目ごと、9ページ目で消費者の信頼の確保ということで、適正農業規範、GAPの関係、トレーサビリティ・システムの関係、10ページ目が食品表示のこと、11ページ目が経営関連でございますが、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の推進、そして12ページ目が、食品産業と農業の連携の強化、そして13ページ目が効率的な農地利用の推進ということで、農地の利用集積、耕作放棄地対策、農業生産基盤の整備、そして14ページ目で飼料作物生産の推進ということで、全国段階での行動計画の活動で東北において実施されると考えられる取組について黒枠で囲いまして、そして全国段階等の取組内容からわかる、地域段階での団体さんの名前を記述のとおり書いております資料でございます。ですので、地域現場における取組、全国段階の、それぞれ全国協議会におきましては、全国段階からの地方現場段階におきまして連絡があるかと思っておりますが、資料3と資料6を併せて見ていただきまして、それぞれ地域、現場における取組を、それぞれ関係ある取組について前向きに推進していただきたい、ということで、資料3の行動計画の説明を終わります。

(東北農政局 平野局長)

資料の説明が続いておりますけれども、次にですね、3月に閣議決定されました、食料・農業・農村基本計画で示されました、品目ごとの生産努力目標の実現に向けた行動計画につきましても全国版が策定されております。これに習いまして東北版で整理したものがございますので、事務局より説明、お願い致します。

(東北農政局生産経営流通部 田中農産課長)

農産課長の田中でございます。

資料4につきましてポイントのみ説明させていただきます。

まず、目次の次のページをご覧いただきたいと思うんですけれども、ここでは、稲・麦・大豆、3つを合わせて書いております。いずれにしても東北を代表する水田農業を支える品目ということでございます。

稲につきましては、ちょっと読みづらいんですけれども、生産コストの低減の観点からの取組ということでございまして、大規模乾燥調整施設である、カントリ・エレベーターの効果的活用促進に向けた取組、あるいは水稻の、米の直播き栽培などの低コスト技術の推進を図っていくということでございます。

麦・大豆につきましては、実需者の方々が、品質傷害を言われておりまして、下の方に新しい優良品種と技術の導入を進めていると書いております。

それから、2ページ目の上の方でございますけれども、さらに品質の良い麦・大豆を安定的に生産するというためには、基本的技術をきちんと遂行出来るいわゆるプロの農業者の方、担い手の方々へ生産を集中すると言うことが不可欠でございますので、ブロック会議を東北は7月6日に予定しております。開催しました上で、各産地で産地の強化計画の取組を進めるということでございます。

それから、2枚めくっていただきますと、6ページでございます。東北に関連する品物と致しまして、野菜でございます。野菜は近年輸入の急増がございまして、これに対応するために、各産地で、産地改造計画づくりを従来から進めていただいているところでございます。今回この計画を改めまして、担い手の育成策を提起する計画を作っていたらこう。というものでございます。

それから下の部分の所、加工・業務用需要ということを書いております。これはもっとも輸入品に席卷されている部分でございます。この状況を改善するためには、やはり野菜の産地の側についてもですね、実需者の視点に立って加工・業務用の需要を踏まえた生産サイドを構築する必要ということで、そのための措置を行ってまいら、ということでございます。

7ページは、果実でございます。

これも、野菜と似ておりまして、それぞれの産地が戦略に沿った計画を作っていこう、というものでございます。これもやはり消費動向が、食べやすいもの、おいしいもの、多様なもの、というものを求めていると、消費動向の経過というものがございまして、たとえば、青森県のりんご、福島県の桃を始めと致しまして、管内果実の計画と体制整備が必要ということでございます。

それから8ページでございますが畜産物、これから畜産物に入ります、生乳でございます。上半分に書いておりますように、これは、1頭当たりの乳量の向上のための取組ということを書いております。真ん中あたりには、生乳を集める過程、いわゆる乳業工場の再編という事を進めていく、ということでございます。

それから、9ページの牛肉につきましても、おおむね生乳と同じでございます。

下の方、実需者ニーズへの対応と書かれておりますが、これは、具体的には、食肉センターが外食産業、加工業者の、ほしい部位をきちんと届けることができるような、施設、体制づくりを更新する、というものでございます。

この点につきましては、以下10ページの豚肉、11ページの鶏肉・鶏卵についても、共通のお話しでございます。

それから、12ページが自給飼料でございます。

東北では6月10日に東北地域自給飼料増産行動会議というものを設置しております。飼料につきましては、餌につきましては、基本的なことなんですが、稲の発酵粗飼料あるいは稲わら利用については、生産する側と使う側が違う、ということでございます。このため地域でのネットワークが有るか無いかというのが、重要でございますので、そうしたものを推進しようというものでございます。

以上で終わります。

(東北農政局 平野局長)

資料につきましてはもう1点、資料5につきましてはですね、食育の推進について、ご説明をお願いします。

(東北農政局消費安全部 鈴木消費生活課長)

食育の推進につきましては、私、消費生活課長の鈴木が説明させていただきたいと思います。時間が余り無いので駆け足で説明させていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、食をめぐる現状と課題ということでございます。栄養バランスの崩れということで、日本が理想としてきた適切なPFCバランス、すなわち日本型食生活が近年欧米化し、油脂が高まり、崩れてきたということでございます。

次のページでございますが、食料消費をめぐる社会情勢の変化ということで、我が国の世帯構造は、「単独世帯」が増加しており、特に、高齢者が増加している。ということでございます。それと、女性の雇用者が増加傾向にある。ということでございます。

次のページでございますが、これによりまして、食に関して、簡便化志向の高まりや外食など外部化が進展しておる。ということでございます。

次のページでございます。食習慣の乱れということでございます。特に、朝食の欠食率が高くなり、子どもの朝食、欠食が社会問題になっているところでございます。

次のページでございます。食生活と健康ということでございます。

肥満者の割合は、男性では30代から60代で約3割ある。糖尿病予備軍が沢山いるということでございます。一方女性につきましては、ダイエットによる低体重、やせが問題になっている。ということでございまして、骨粗鬆症の増加が問題になっているところでございます。

ページを飛ばしまして、9ページまでめくっていただきたいと思います。

食に関する関心の高まりと知識の不足、ということでございますが、平成13年9月にBSE問題の発生、それと、14年に食品の偽装表示問題がございまして、食に対する信頼を損なう事件が続きまして、消費者の食の安全・安心に対する関心が、高まる傾向にある、ということでございます。

一方、箸の持てない子どもの増加、さらに、下に書いてございますけれども、「落としぶた」というのはどのような豚肉かというような、食の常識、知識不足が顕著になっている、ということでございます。

次のページでございます。ここで食育の必要性ということでございます。この四角の枠の中の2点目でございますが、ここまで述べてきましたように、食の多様化、複雑化や、家庭等における食の教育力の低下など、環境変化の中で国民個々の自主的な努力に委ねるだけでは、健全な食生活の実現が望めない状況、ということでございます。

次のページでございます。

ということで、食育の推進が重要ということでございまして、ただ、国が、役所が音頭をとって進むと、解決するというものではなくて、ここにおいでの皆様方、そして幅広い国民の参加の下に全国段階、地域段階で多様な活動を総合的に展開することが重要、ということでございます。ここにある図は、国としての推進の考え方を整理したもので

ございます。具体的対応策と書いてございますが、関係3省によりまして、健康づくり運動の推進、食に関する情報提供の強化、地産地消の推進、食に関する学校給食の充実と、こういった対策の目指すところが、国民一人一人が自ら食について考え、判断する能力の養成が、人間力の向上という事でございます。このような食育の基本理念を明らかにしまして、その方向性を示して、国、地方公共団体、国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため食育基本法が6月10日自民党提案による、議員立法により成立したところでございます。

15ページをご覧になっていただきたいと思います。

食育基本法の概要がここに示されていると思います。紹介はこのあとに続く法律を見ていただくことに致しまして、概要をかいつまんで説明させていただきますと、国、地方公共団体、食品事業者、国民等の責務が規定されてございます。それぞれの取組が必要と規定されているところでございます。食育の推進に当たりましては、国は義務、自治体とその他の機関は、努力規定が、規定されているわけでございますが、多くの機関において取り組んでいただくことが重要というふうに考えてございます。

内容を簡単に説明させていただきますと、食育推進基本計画という計画を国の段階で策定致します。この策定は右の方に書いてございますが、食育推進会議というところで策定することになっておりまして、この会長は内閣総理大臣、そして委員といたしまして食育担当大臣、農水、厚労、文部科学省、その国務大臣、その他学識経験者から構成されることとなっているわけでございます。この計画の中から基本的な食育の方針、目標、施策といったものが網羅される事となっております、施策はここに書かれてございますように全国的な食育推進運動の展開、家庭、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活改善活動、継承活動、食に関する調査研究等、これらの施策を総合的に推進することによって、右に効果ということ書かれておりますが、安全性、栄養等に関する知識と適切な判断力、食品の安全性等に対する信頼の確保、さらに、下から2番目に書いておりますが、食育の食、農業の理解をしるした、食料自給率の向上、こういったことに結びつくわけでございます。

只今、事務局、食育の推進に当たっての事務局が内閣府に置かれる計画になってございます。この基本計画につきましては年度内を目指し、策定することとなっております。その後、県、市町村において、任意規定という事でございますが、多くの自治体でも策定されることを望むしだいでございます。

それと、本日はもう1点お話しさせていただきたいんですけども、先ほどの説明資料にありましたが、食事バランスガイドの策定が今、検討されているところでございます。

資料の一番上をご覧になっていただきたいと思います、というふうに思います。実は最近までフードガイド（仮称）と呼んでおりました。食生活指針を策定いたしまして、その普及に努めてきたところでございますが、十分に普及し得なかったという反省をもとに、さらに広く国民に普及させるためには、何をどの程度食べたら良いのか、というのを分かりやすく絵で示すことが必要ではないかという事で、昨年12月からフードガイド検討会というものを設置し、検討を進めてきたところでございます。今般その名称とイラストが決定され、6月21日に公表されたところでございます。これは、アメリカ等ではピラミットで、普通の三角形なんですけれども、今回示したものはこまの形、回転、運動する

ことによって初めてバランスが確保されるということで、こまの形を採用致した、ということでございます。こまを採用したことも踏まえて名称にバランスという言葉を入れたということでございます。そしてまた、料理の組み合わせを中心に表現することを基本としたことから、フードではなく、個々人の食べるという行為、食事という言葉を用いることとした、ということでございます。

この食事バランスガイドの区分でございますけれども、ここに書いてございますように、5つの区分、主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物という5つの区分、これは十分な摂取が望まれる順でこのような形にした、ということでございます。

また、この利用に当たりまして詳細な考え方は、このフードガイド研究会、最終回が7月5日行われる。その際に、報告書という形で公表される。また、利用に当たってのマニュアルも今後整備していくと、ということでございます。

この食事バランスガイドにつきましては、全国民を対象とするわけでございますけれども、とりわけ生活習慣病予防の観点から、男性肥満者、単身者、子育て世代といった対象、特に重点に絞って活用普及に配慮していく、というふうに考えているところでございます。また、普及に当たっては、特に食品産業における活用を通じて、全国民に行き届くというような方法で、考えているところでございます。

いずれに致しましても、食事バランスガイドというツールを使用しまして、食育の推進を図っていく、ひいては自給率の向上に寄与していくということでございます。

## ○意見交換

(東北農政局 平野局長)

ここで意見交換に入りたいと思います。少し資料説明の方が長引いておりますけれども、当初ご案内したとおり、4時半過ぎには終えたいと思いますのでご協力の程お願い致します。本日ご参加の皆様より、それぞれの立場から自給率向上に向けたご提案、当協議会へのご提案などについて表明して頂きたいと思っております。進行の都合上、私の方からご指名させて頂いて時間の関係上一言ずつお願いをしたいと思っております。その上でさらに御意見のあります方には挙手して、ご発言を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

まず最初にですね、宮城県産業経済部農林水産局長の高橋さんの方から、宜しくお願い致します。

(宮城県産業経済部 高橋農林水産局長)

宮城県の産業経済部の高橋でございます。今、宮城県からの提案と言うことでご指名を頂きましたが、提案と申しますよりは、本県の取組姿勢、考え方についてご紹介をさせて頂きます。私から申し上げるまでも無いのですが、先ほど農政局さんの方からご説明もございました食料の安定供給ということ。これは、国につきまして最重要事項、自給率の向上に向けては、国民1人1人が、それぞれの役割をきちんと果たすことが重要だというふうに、まずもって考えております。

その中で、特に地方公共団体でございます県の役割、これは大きく2つあるのではないかというふうに考えております。一つは農業を地域の基幹産業として、明確に位

置づけをし、その振興策を図ることが大事。もう一つは、県民に対して、農業・農村の役割あるいは、食に関する理解の醸成・促進、それに対する支援だろうと思っております。宮城県では平成13年に「みやぎ食と農の県民条例」を制定致しまして、現在それに基づく基本計画に基づいて具体策を展開してございます。その中で、食料自給率の目標に関しては、県内の農産物の生産努力目標ということで主要農産物の栽培面積、飼養頭羽数、あるいは生産量、それと併せまして県内農産物の供給力という表現で目標を示してございます。供給力というのは県内の需要量に対する県内の生産量の割合ということで供給力を示しております。本県としては、この供給力の向上に向けて、各種の施策を展開しているわけですが、内容については時間の制約もございまして、ご紹介を差し控えさせていただきます。たとえば食材王国宮城についての取組、あるいは地産地消、食育についての取組、もちろん前提にあります生産体制等あるわけですが、各種の施策を展開してございます。特に、現在やっている各種施策に加えて、今回のこういった報告を受けて、食料自給率の向上に向けて新たな施策展開が必要だということは基本的には認識してございます。ちょうど県の基本条例、基本計画が今年、中間年の見直しの年に当たってございまして、その見直し作業を進めております。新たな施策については、その中で決定をしまいたいと思っております。いずれにいたしましても関係者の方々が一体となって取り組む、これが大事だと、今日お集まりの、各種団体、消費者の方々、生産者の方々等々それぞれの一丸となった取組が最も大切だというふうに理解しておりますし、この協議会が今日こういう形で発足したわけですが、この協議会が持つ意味も相当奥深いものがあると思っておりますし、本県の取組に対しまして本協議会からもさらなるバックアップを宜しくお願いしたい。ということをお話させていただいて、提言とさせていただきます。よろしくお願い致します。

(東北農政局 平野局長)

どうもありがとうございました。

続きまして、山形県の農林水産部次長、石黒さんよろしくお願い致します。

(山形県農林水産部 石黒次長)

山形県農林水産部の石黒と申します。まだ具体的に、食料自給率向上に向けた具体的にここで提案なり了解というふうにはならないと思っておりますけども、東北なり山形県の自給率につきましては先ほど資料でもお話し頂きました。山形県として計算の部分では比較的バランスのとれているところだなということもありますけども、不足しているものもあるということです。

それから自給率、改めて自給率の会議にまいりまして、自給率向上というなかで、生産、流通、それから交流、消費、全てがこれから係わってくる。とにかく、農業、生活、生命そのものの基盤となるものとして、膨大な中身が含まれているということを改めて私が認識させられたという感じでございます。

そういうなかで山形県としても、これまでも地産地消というなかで、たとえば産直

だとか、加工だとか、女性のパワーが台頭してくるなかで、その支援をしてくれるといったような、学校給食、多様な形態の学校給食があるなかで、その地産のものを使おうという運動は、相当定着してきているなと思っています。ただ、量ということではまだ足りないんじゃないかと。食農教育としても小学校、中学校、それからPTAを中心に、これからあるべき方向ということでは相当動き出してきているんだろうなというふうに考えています。生産の面では、水田の畑地化という事業を進めまして新たな園芸産地の振興に取り組んだり、安全・安心な農産物ということにつきましても、生産流通から、分析手法の導入、トレーサビリティ推進といったようなことで、相当進めてはきている。ただそれは、個別の課題として進めてきたが、トータルとしてなかなか進めてこれなかったということがあります。色々な協議会がそれぞれ一つずつで進めてきましたけれども、これからは、これらの今まで進めてきた事を基盤としてトータルとして自給率向上というものに向けて、得意なものからでもとにかくやってみようという方向で進めていきたい。自分たちの独自性のあるものからでも少しずつ進めていきたい。

それから、命育む農業、それから生活ということでもありますので、苦しい時の女性頼みということでもないんですけれども、これまで以上に女性の力というか、パワーというものを一層、借りると言いますか、共に進めていくというふうなことが、具体的な活動推進の上では大事になっていくのではないかと思います。取組を進めていく上で感じているところがございます。提案の策定の時期なり、まだ具体的に決まっていないということはあると思いますけれども、出来るところから東北の各県と協力しながら進めていきたいというふうに思っています。

(東北農政局 平野局長)

ありがとうございました。

それでは続きまして、宮城県農協中央会の常務の阿部さん、よろしくお願い致します。

(宮城県農業協同組合中央会 阿部常務)

御指名頂いた阿部でございます。先ほど事務局さんの方からですね、共通認識が非常に大事だというそういう話があるわけですが、まったくですね、共通認識をどういうふうに作っていくかという点が非常に大事だと思います。そして国民生活に展開とか、役割を分担するなどですね、やっぱり共通認識なくしてないんじゃないかなというふうに思っているところではありますけれども、単にどれだけ国内で生産されるか、そういう自給率の定義みたいな考え方だけでは、この運動は上手くいかないのではないかな。やっぱり、農業基本法、新しい基本法にあります4つのそういう理念を求めて、そういう中でこれを求めていくんだと、それで初めて、国民の理解というものが得られるのではないかな。そういうものを国民の財産なんだ、そういうものを守らなきゃだめなんだという、そういう認識がないと、やっぱり上手くいかないんじゃないかなと。私ども生産者団体としては、売れるために作る、売るために作る、買ってもらうため

に作る。自給率を上げるために作るということまでは、なかなか実際にはいかないんじゃないかなと思いますけれども、選んでもらう、そういう農産物作りをしていくという事であれば、自給率の向上も併せて言うていく必要があるのではないかと。農産物と自給率の向上はセットですね、そういうふうな運動を展開していきたいなと思います。それから具体的な取組については、先ほど宮城県の高橋局長の方からお話がありました通り、県の方で食育基本法によって食育推進会議の設置が義務付けられているということでございますし、県民条例もございまして、そういう中で協調・提携しながらですね、取組んでいきたいというふうに思います。大変有り難うございました。

(東北農政局 平野局長)

どうもありがとうございました。

今お三方ですね、行政の立場、それから生産者の立場からお話があったわけですが、今度は消費する側、あるいは需要者側からのお話を頂戴したいと思います。仙台市消費者協会会長の小林さん、お願い致します。

(仙台市消費者協会小林会長)

仙台市消費者協会の小林でございます。今日はこういった集まりに参加させて頂いて、大変良い計画を聞かさせて頂いたと思います。特に最後に説明して頂きました食事バランスガイドが、こまの形であるとか、真ん中に水とかお茶というのが書かれていたので、とても日本らしい、良いガイドになっているなというふうに思いました。

私共は、今年で29年目になりますけれども、ずっと「国産を食べましょう」という事でやってまいりました。その他に、地場産を使った旬の料理ということで、皆さんに参加して頂いておりますけれども、なかなか年代を超えて、やはり食事に対する考え方というのが崩れてきているなというふうに思います。これだけまとまった団体とか行政が一丸となって進めていけば、きっと近い将来、45%ではなくもっと高い自給率につながるのではないかと期待しております。その中で、重要な役割をしていくことになるのではないかとと思われる、外食産業の方々とか、コンビニですとか給食サービス、学校給食といったような分野の方々には、ぜひ国産の食材をたくさん使って頂くこととか、あと、調理した料理の中に何がどれだけ国産のものが使われているかといったような事もぜひ表示して頂いて、食事を家ではなくて外に求める消費者が多くなっている中で、ぜひ、努力して頂きたいというふうをお願いしたいと思います。以上です。

(東北農政局 平野局長)

どうもありがとうございました。

次に、子どもたちに大変関係ございますが、宮城県学校給食理事長の久保田さん、お願い致します。

(宮城県学校給食会 久保田理事長)

ご指名でございますので、私どもが食に係わっている部分について、今日のこれからの自給率向上における施策的なものというよりも、我々がどういう風な形で関わっているかという現状などをお話申し上げまして、これからいろいろな施策をそれぞれのところで検討していく時の参考にして頂けたらと思います。

私どもは基本的には、学校給食の充実発展を下支えするというような立場でございます。それからもう一つには、下支えするときに、主に食材の提供や、安全・安心の精神的な部分の講習、あるいは点検というものを担わせて頂いている訳なんですけれども、安全・安心なものの提供に限らず、地域の産業振興というようなものにも、間接的に大きく関わっているんだというような自覚を常に忘れないようにという立場で仕事をさせて頂いております。

提供させて頂いている食材はいっぱいある訳なんですけれども、主食ベースでちょっと私どもの実績をご紹介申し上げますと、現在1週間に5食学校給食が実施されていることは、ご案内のとおりでございますが、宮城県の現在の本年度の、年度途中ではございますが、本年度の実績で5分の3.2回が米食、粒食で、これは、私どもが扱っている全量が宮城県産です。そういうふうな意味では先ほど御説明頂きました、資料の中の10ページの中で、宮城県の地場産米の使用状況が60%というような資料が出ておりましたが、これはどの辺から来ている資料なのかなあと、ちょっと疑問を投げかけられたわけですが、中央会さんの色々なご配慮によって、ひとめぼれ1等米を全量、県内には全て等しく提供させて頂いている。ただ、旧市町村の枠の中で10町村ほど、私どもを經由しないで自主調達しているところがございまして、そのところが場合によっては資料の中から抜けているのかなと、ただ現実的には、自主調達しているところも殆どこれは、自市町村産というようなことで自主調達されているようですし、それから弁当持参というようなところだとまさに自家産米というようなものを消費している。かなり100%に近い割合で、米については、学校給食の中では、宮城県産が消費されているというような実態があることをまずご紹介申し上げたいと思います。

私ども消費させて頂いている年間の宮城県産米は2,200t、全量宮城県産米を使わせていただいております。実は先ほど3.2食が米だと言いましたが、残りの1.8食がパン並びに麺でございます。そのうちほぼ1.7食がパン、0.1食が麺、そのパン・麺の原料が小麦粉でございます。実は、この小麦粉のうちの私どもが今使わせて頂いているものは、8割は外部、2割は県内産の、ゆきちからというパン適性仕様ということで国内で開発された県内産の小麦を使わせて頂いております。で、小麦粉の年消費量がだいたい760tです。そのうち県内産の消費量が150tというようなかたちです。主食における重量ベースで80%は県内産の生産物を使わせて頂いているというのが、学校給食の現場の現状でございます。というような意味では、地産地消というような意味では、相当の成果と言えるものではないかなと私どもは認識しているわけですが、多少地産地消の地の理解では、市町村レベルでなければ地産地消じゃないんだというような、かなりの強い思いなどがありますと、この辺は学校給食会もっと地産地消に努力すべきだなどというお話しを頂くことがあるわけですが、その

辺の認識の違いというものがまだまだあるのかなあと。無論、野菜その他における地産地消という動きはまだまだ私ども努力しなければならない、あるいは下支えの努力をしなければならないというふうに思うわけでありませう。

なお、米の主産県でありますから、まだまだ米の消費量を多くしたらどうか、というような要望等も一杯ございます。そのことについては一理はあるわけですが、この会においてこういう風な発言をすることはちょっと水を差す発言になるかもしれませんが、現状というようなものの理解という点で是非ご理解頂きたいんですが、先ほど生産の下支えとともに、地域産業の振興というものにも配慮しなければということで、私ども50年間学校給食のお世話をさせて頂いておりますが、その中で50年間主食の大半のパンを支えて頂いたのは実は県内のパン屋さんでございまして、最盛期には60数社あったわけですが、現在は実際にパンを製造している工場は10社でございまして、ただ大きな工場がございまして、そこに株主として入っている旧パン屋さんが24社ございまして、合計、だいたい33社が残っている。そこで、かつては週6食全部パンを賄っていたパン屋さんの生産力が、現在は5分の1.7食しか結局シェアが無い、というようなことで、パン屋さんの生活そのものを圧迫している。子どもたちの数も減ってきているというような点で、現在巷で噂になっている米粉パンというような形で米の消費に貢献しながら、なおかつパン屋さんの活躍する場所を見つけるといようなかたちで、私どもとしてはそういうコンセプトで参加させて頂いてはいるんですが、宮城県内の20万の小中学生が年1回米粉パンを消費したとして消費される米の量は5トン、そんなレベルなんですね。だいたい10食たべて50トンというようなこととなるんですが、それが多いか少いかはご判断頂くことでありますけれども。

もう一つ、米粉パンと小麦のパンを使うときの話題は、これまでは、感情論が先行してしましまして、あるいは食味感覚が先行しまして、米粉パンおいしいよ、ぜひ学校給食に取り入れてみたい、食べてみたいということは誰でも考え、いろいろ実行して、我々も主食を提供しているところでございます。今後、大きな問題になるところは、単価の違いということで従来のパンの倍の単価がかかる。いわゆる原材料の米の価格というものが米粉パンの将来的な普及に大きな影を落とすのではないかとというようなことで、この辺をどういうふうにするかによって、いわゆるお米の消費イコール自給率の向上という点で、貢献できるかというようなことを色々と考えている、というようなところでございます。

整理のつかないお話を申し上げましたが、私どもの学校給食会の抱えている現状をお話申し上げ、今後の参考にして頂きたいと思っております。

(東北農政局 平野局長)

どうもありがとうございました。大変貴重な御意見をありがとうございました。

時間が少なくなりましたが、あと2名ほどご指名させて頂きたいと思っております。宮城県食品工業協議会の事務局長の高橋さん、お願い致します。

(宮城県食品工業協議会 高橋事務局長)

では、食品産業という立場から、申し上げます。例えば一番問題となるのは価格、それから安定供給、と言うのは、やはりラインを止めれば、供給されなければ作業そのものは進まない、という意見がございます。それから価格の面ですけれども、我々の調査のところで、国産品を買う、その場合どれくらい許容範囲があるのか、というところをだいたい1.5倍が限度で、それを過ぎるとほとんど国産の方は手を出さない、という状況でございます。それから我々の立場から言うと、品質、たとえば漬物業界で言えば、長なすがなかなか手に入らない、しかしながら生産現場でわからないという問題がございます。それは多分、生産者と食品加工業者、その両者の間に交流がないような気がしました。私は作る人、私は加工する人、ということでどういうふうなものが必要とされているのか、生鮮食品だけではなく、加工食品の仕向けという観点からも地域生産者の方に目を向けて頂きたいというのが、我々が思っている考えでございます。その根本的な原因が何かと言いますと、とにかく、多分お互いに交流がないので、その辺の需給の動向などが、交流が行われないうことに原因があるのでは、というふうに考えております。

それから現在消費の二極化という問題がありまして、一方では低価格志向というものが現実に進んでおります。そういうふうな状況を見た場合に、どうしても原価コストを上げるわけにはいかない、小売価格に反映できないというのが今の状況ではないかと思うわけですね。そういうことを考えれば、こちらの方の見解なんですけれども、原料コストを安く、なるべく上がらないような、たとえば具体的には、よく野菜なんかで規格品があるんですけれども、食品業界で非常に野菜を使っているのは、多分かまぼこ業界だと思うけれども、そういう風な加工向け仕向け、素材、原料を見た場合に生鮮食品というような規格品を別段ほしくないわけですね。ある段階においては加工すると、そういうふうなことを考えますと、もう少し規格外品などの利用、やはりその場合においては、一定量の安定供給と、こういうふうな産業体制というか、生産体制を築いて頂きたい。というのが食品業界の立場での考えでございます。以上でございます。

(東北農政局 平野局長)

ありがとうございました。

今、需要者サイドからの御意見を頂戴した訳でございますけれども、もう一度生産者サイドからですね、宮城県認定農業者組織連絡会の副会長の二瓶さんに御発言頂きたいと思っております。二瓶さん宜しくお願いします。

(宮城県認定農業者組織連絡会 二瓶副会長)

二瓶でございます。私たちの考え方では、先ほど中央会の阿部常務さんからお話ししたのと同じように生産者サイドとしては、これを作るから自給率がどれくらい上がるかなんて考えながらやっている人は、ほとんどいないのが現実的なところですね。

私は、今日午前中大豆の播種をやっていたわけですが、これをやることによって自給率が何%上がるかなんて誰一人考えていない。ただ考えるのは、これを作ることによっていかに我々が所得を上げることが出来るか、ということが一番肝心なことだろうという訳です。生産者サイドとしては、この農産物がどれだけの価値を生むかとい

うことが考え事でありまして、これをやって自給率が上がるんだなんて考えていない。特に、カロリーベースで考えると今までずうっと言われてきたわけだが、今回の基本計画の中で初めて、金額ベースの数値が示されて、正直言って今までもあったと思うんですが勉強不足でわからなかった部分、我々の仲間には、いわゆる稲作だとか畜産だとかの他に野菜専業農家、花の農家がいるわけでありましたが、そのカロリーベースでいきますとそういった人たちの生産努力部分がほとんど反映されない。今回金額ベースで初めてこういった人たちの経営努力も反映されたのかなと、正直言って自分自身としては感じております。自給率が、なかなか向上しないから、役人の人たちが新たな手を考えたのかなとはじめ思ったんですが、実際に色々なことを考えていくと、農業という多様な職種がある中で、農業というものをうまく表すためにもそういった手法を取り入れて行くのも非常に大事なんじゃないかなと。

これから消費というものを考えながら、我々生産していくわけですが、先ほど消費者サイドから言われました御意見を頭に入れながら今後展開していきたいと思うわけです。どうも有り難うございました。

(東北農政局 平野局長)

どうもありがとうございました。

予定の4時半をちょっと回ったわけでございますけれども、せっかくのこの機会でございますので、共通の認識を作るといことは、非常に重要であると考えております。

今日は、せっかく青森からも岩手からも秋田からも福島からも来ていらっしゃるけれども、進行の関係で私の方から指名しなかったんですけれども、一言ご発言がありましたら、ぜひ表明して頂けたらと思います。いかがでございましょうか。

青森県さん、なにか一言どうぞ。

(青森県農林水産部農林政策課 神山総括副参事)

我が県では、攻めの農林水産業を進めております。攻めの農林水産業というのは、厳しい販売環境に対応するために、生産から流通、販売までを結びつけて収益性のアップを図ることを基本に、消費者の求める安全・安心で良品質な県産農林水産物とか、その加工品を積極的に売り込んでいくという、販売重視の攻めの農林水産業を進めております。

食料自給率をアップさせるための方策では、この攻めの農林水産業を展開しながら、安全で安心、良品質な生産物を積極的に売り込んでいくことによって、生産者が自信とやる気を起こして生産拡大を図って経営の発展につなげていくことが重要というような考え方から、具体的な取組としては国内外の販売促進、地産地消を強力に展開して県産品の需要拡大に努めることによって、減農薬栽培というような売れる米づくりを推進したり、小麦、大豆などの転作作物の生産性を向上させる、またトマトといった市場評価の高い野菜への誘導とか、積極的にしておりますが、冬の農業を拡大していくと、そういうようなことを強化しながら食料自給率の向上を図ることにしております。

本県の、食料自給率向上に向けた方策について、その一端を御紹介しました。有り難うございます。

(東北農政局 平野局長)

ありがとうございました。

もうひとかたどうぞ。福島県さんいかがでしょうか。何か一言お願いします。

(福島県農林水産部農林企画グループ 宍戸参事)

福島県でございます。基本的なことは先程来、各県さんから出ているわけですが、自給率目標の際に私ども福島県あるいは新潟県は東北の中では計算上は、カロリーベースで最も低いというようなことがあります。その計算が、実は人口がある程度影響してくるということがございます。私も県内で地産地消の推進、あるいは大豆の生産振興、あるいは所得の拡大とかしておりますけれども、そういった部分を消費者の方にも御理解を頂きながらですね、消費の部分での底上げを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

(東北農政局 平野局長)

ありがとうございます。

あと、岩手県さん、秋田県さん、一言。

(秋田県農林水産部流通経済課 野村政策官)

秋田県でございます。秋田県の場合、先ほど自給率の紹介の中で遙かに100を超しているという中で、なかなか自給率を目標とした施策というのものはできないというのが実情でございます。そういった中で、生産振興というものを一つの目標と掲げてやっておりますして、その中で、今年からですね、一つだけご紹介したいんですけども「食の国あきた推進チーム」という課相当のチームを立ち上げまして、去年までは地産地消という運動でやって参りましたが、それに食育という概念を加えまして、まさに教育庁なり県の職員を集めまして今年は取り組んでおりまして、まさに関係者一丸となった取組という中に位置づけるのではないかと考えているところでございます。そういう面で、今後も皆さんからご指導願いたいと思っております。よろしくお願い致します。

(東北農政局 平野局長)

有り難うございました。それでは最後に、岩手県さん一言お願いします。

(岩手県農林水産部 瀬川農林水産企画室長)

岩手県も地産地消とか食育には力を入れていまして、ただ食料自給率の数値の目標といったものについては定めておりませんでした。今回の自給率の話をお聞きしまして、推進体制等については良く検討して参りたいと思っております。

(東北農政局 平野局長)

どうも有り難うございました。時間も10分ほど過ぎておりますので、そろそろ閉めたいと思いますが、今日は特に生産者サイド、また、需要者サイドから貴重な御意見を賜

っております。これを踏まえて、たとえば農業と水産業の連携でありますとか、先ほど事務局の方から説明した内容につきましても、若干手直しが必要かと思えますけれども、もしよろしければ事務局にご一任頂きたいと思えます。

先ほど説明ありました、東北地域食料自給率向上協議会の取組の案、それから生産努力目標の実現に向けた行動計画の案につきまして、今後東北において進めていくということによろしいでしょうか。もし御意見がなければ事務局一任ということで取り進めさせて頂きたいと思えます。

それでは異議なしと確認致しまして、議事を全て終了させて頂きます。皆さん大変ご協力ありがとうございました。

これにて東北地域食料自給率向上協議会を終了致します。

(一同拍手)